

やめみのり

南島原市農業委員会だより

令和7年9月発行

「豊水」
果汁を豊富に含み、みずみずしく
甘味と酸味のバランスが絶妙です。

撮影場所：有家町新切

南島原市「農地なんでも相談会」を開催

農地についてのお困りごとはありませんか？

地域の農業委員・農地利用最適化推進委員がお答えします。

相談無料
予約不要

開催日	会場	対象地区
11月11日（火）	口之津港ターミナル2階多目的ホール	加津佐・口之津
11月12日（水）	原城オアシスセンター1階研修室	南有馬・北有馬
11月13日（木）	西有家総合学習センターカムス3階視聴覚室	西有家・有家
11月14日（金）	布津多目的研修施設『世紀の泉』	布津・深江

【時間】 9：30～12：00（開場・受付 9：15）

【受付方法】 予約不要です。各会場に直接お越しください。

【対象者】 南島原市内に農地をお持ちの方、南島原市内で農業を始めたい方

【お問合せ】 南島原市農業委員会事務局（☎0957-73-6612）

※当日は相談のみです。届出や申請手続きは後日事務局にお越しください。



「南島原市農地等の最適化の推進」に関する意見書を市長へ提出しました。

農業委員会では、3月の総会において、「農業員会等に関する法律」第38条の規定に基づく農政に関する提案をとりまとめ、8月5日（火）に、松本市長へ提出し意見交換を行いました。

意見書の概要項目は次のとおりです。

- 1 耕作放棄地解消対策について
- 2 有害鳥獣対策について
- 3 農業後継者及び新規就農者の営農定着に向けた支援等について
- 4 農業基盤整備（区画整備、農道等の改良）の推進について
- 5 女性農業者の活躍推進について
- 6 スマート農業の推進について
- 7 肥料や資材、飼料高騰に対する支援について
- 8 農業労力支援について



農地パトロールを実施しています。

農地利用状況調査（農地パトロール）は、農地法に基づき毎年1回、市内の全農地の利用状況を確認する調査です。この調査は、**①地域の農地利用の確認②遊休農地の実態把握と発生防止・解消③違反転用防止と早期発見に重点的に取り組むことを目的に実施します。**

今年も8月から、農業委員と農地利用最適化推進委員が調査を実施しています。農地にやむなく立ち入る場合もありますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

「遊休農地とは」

◎過去一年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者等による農地の維持管理（草刈り・耕起等）や農作物の栽培が行われる見込みのない農地（一号遊休農地）

◎農作物の栽培は

行われているが、周辺の同種の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の形態と比較して、その程度が著しく劣っている農地（二号遊休農地）



まだまだ暑い日が続きます。 熱中症の予防と対策を！

「熱中症」とは、高温多湿な環境下で、発汗による体温調節等がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしないときでも発症し、場合によっては死亡することもあります。症状には、めまい・立ちくらみ・大量の発汗・筋肉痛・こむら返りなどがあり、症状がすすむと、頭痛・嘔吐・倦怠感・虚脱感などが現れます。

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

1. 暑さを避ける！

『熱中症警戒アラート』発表時には、外出をなるべく控え、暑さを避けましょう。

2. こまめに水分を補給する！

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じていなくてもこまめに水分を補給しましょう。

3. 熱中症の症状があったら。

◎エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など涼しい場所へ避難

◎衣服をゆるめ、からだを冷やす（首の周り・わきの下・足の付け根など）

◎経口補水液などを補給

自力で水が飲めない、応答がおかしい時は、ためらわずに救急車を呼びましょう！

（厚生労働省作成「熱中症予防のために」抜粋）



保険料を一括で納付したい



私は現在保険料を毎月納付しています。今年は、収益が上がリそうなので、来年の保険料を一括で前納したい。手続きはどうすればよいでしょうか。

●11月15日までにJAへ申し出て手続きをしてください。

A 農業者年金の保険料の納付方法には、①毎月23日に前月分の保険料を納付する「毎月納付」と②翌年の1年分の保険料を当年の12月23日に一括納付する「前納納付」があります。（金融機関の定休日にあたる場合は翌営業日が振替日となります。）前納納付の保険料は、毎月納付の保険料の額より年60円から440円の割引があり、確定申告する社会保険料控除は、当年（納付した年）と翌年（保険料の対象年）のどちらかを選択することができます。

翌年の保険料を毎月納付から前納納付に変更するには、11月15日までにお近くのJAに申し出て手続きをしてください。なお、12月23日の振替日には当年11月分と前納納付分が振替となります。前納納付分が残高不足等で振替ができない場合は、翌年分の保険料の納付は自動的に毎月納付となりますので、ご注意ください。

ただし、残高不足等で前納納付の振替ができなかった場合でも、前納納付の申出の効力は継続しますので、翌年以降も前納納付で振替します。また、翌年に政策支援加入（保険料国庫補助）の期間が満了する方が前納納付を継続するには所定の手続きが必要です。

詳しくは、農業委員会またはJAにお問い合わせください。

暮らしの知恵 「雑節」

日本には、古来より季節の移り変わりや自然の脅威を意識する暦の知恵「雑節」があります。

雑節の「二百十日（立春から210日目、9月1日前後）」と「二百二十日（立春から220日目、9月10日前後）」は、江戸時代の農書や民間伝承によると、秋の収穫準備と台風のパーク時期が重なる最大限警戒すべき時期として、稲の倒伏や果樹の損傷を防ぐための準備が行われていました。地域によっては、風神を鎮めるための祈禱や祭りも行われ、自然への畏敬と共生の姿勢が根付いていました。

近年は気候変動により、台風と水害の脅威が増えています。地球温暖化による海水温の上昇で台風の強度が上がり、降水量の増加が顕著です。気候変動下での風水害の増加は、農業に新たな課題を突き付けています。

二百十日と二百二十日は、農家にとって自然の厳しさ向き合う時期であると同時に、知恵と技術で乗り越える機会でもあります。

いまこそ地域の力を結集し、農業の未来を守りましょう。

女性農業者の皆さん！

「お茶を飲もう会」に参加しませんか？

お気軽にどうぞ！

7月17日（木）に、市内の女性農業者など7名が参加し、「お茶を飲もう会」を開催しました。
本会は、農業振興を目的に女性の視点から農業の課題や現状について意見交換を行うものです。

今回は、市内の農水産物の魅力や時代の変化に伴う女性の家庭内での役割などについて語り合いました。

次回は「食」をテーマにさらに意見交換を行う予定です。

女性農業者の皆さん、お茶を飲みながら、楽しくおしゃべりしませんか？



【問い合わせ先】 南島原市農林課 農業戦略班 ☎0957-73-6661

農林業体験民泊の受入家庭になりませんか？

～心の交流が最高のおもてなし～

民泊の受入家庭を募集しています。

民泊に訪れるのは主に国内の中学校や高校の修学旅行生です。1泊2日の短い滞在ですが、笑顔と感動がたくさん生まれます。

いつもの暮らしをお客様と一緒に過ごす中で、心温まる交流になります。

受け入れに特別な準備は必要ありません。
「うちでよければ…」そんな気持ちが、お客様のかけがえのない思い出をつくれます。



また受入家庭同士も旧町の垣根を越え、新たな交流が広がっています。

※農業委員会では、農業委員や農地利用最適化推進委員から直接指導や助言を受けながら、農作業のさまざまな工程を体験することができる「農作業体験交流事業」を行っています。民泊で農林業体験をしてみて、農業に興味を持った方は、お気軽にお問合せください。

【問い合わせ先】

民泊について



（一社）南島原ひまわり観光協会

☎0957-65-6333

南島原市商工観光課

☎0957-73-6633

農作業体験交流事業について



南島原市農業委員会事務局

☎0957-73-6612

全国農業 新聞

農家の思いを伝え農業・農村の「未来」をともに考える
農業者の視点で、農政・農業・農村の動きや問題、地域の
情報等を、より「見やすく！」「分かりやすく！」発信

【発行日】 毎週金曜日（月4回）、【購読料】 月700円（年8400円税込）

【購読申込先】 農業委員会事務局または農業委員・推進委員へ

※新聞本紙の購読者は電子新聞も無料で閲覧可能です！

発行

南島原市農業委員会

南島原市有家町山川58番地1 TEL 0957-73-6612

南島原市農業委員会

